

○銚田市有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の新たな自主財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、市の財産を活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載する媒体（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報ほこた
- (2) 銚田市ホームページ
- (3) その他広告媒体として活用できると認められる市有財産

(広告掲載の基準)

第3条 広告に掲載する基準は、社会的に信用度の高い情報でなければならぬため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載できないものとする。

- (1) 公共の福祉に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 市の信用を失墜するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が広告として掲載することが不相当と認めるもの

3 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準（以下「掲載基準」という。）は別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、次のとおりとする。

広告媒体	掲載位置	規格	掲載料
広報ほこた	最下段	1 枠（たて 45 mm×よこ 112 mm）	13,000 円／号
		2 枠（たて 45 mm×よこ 227 mm）	26,000 円／号
市のホームページ	トップページ	縦 86 ピクセル×横 300 ピクセル 30KB 以内、GIF 又は JPG (アニメーション形式は除く)	10,000 円／月

2 第2条第3号に掲げる広告媒体に係る広告の規格等については、その実情に応じて定める。

3 市長は、前各項の規定にかかわらず、運用上必要があると認めるときは、広告の大きさ、データ形式及びデータ容量並びに枠数を変更することができる。

(広告掲載の募集)

第5条 広告掲載の募集方法は、広報紙及び市ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、銚田市有料広告掲載申込書（様式第1号）に所定の事項を記入し、広告原稿及び市長が別に指定する記録媒体に記録したものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、広報紙の申込みについては、年度を越えない範囲で各号連続して最長12月分までできるものとする。

2 前項に規定する広告掲載原稿等の作成及び提出に要する一切の諸費用は、申込者の負担とする。
(広告掲載の決定)

第7条 市長は、広告掲載の申込みがあったときには、次条に規定する審査委員会における広告掲載の適否の審査を経て、広告掲載の可否を決定し、銚田市有料広告掲載決定通知書(様式第2号)又は銚田市有料広告非掲載決定通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。この場合、広告非掲載となった申込者に対しては、記録媒体は返還するものとする。

2 広告掲載の順位は、受付順とする。

3 申込者により提出された広告原稿の内容の一部が、第2条第2項各号に該当し又は掲載基準に違反すると認めるときは、申込者の了解の下に一部修正して広告掲載の決定をすることができる。
(審査委員会)

第8条 市長は、前条第1項の審査を行うため、審査会を置く。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 審査委員会の委員長は総務部長とする。

4 審査委員会の委員は、総務課長、財政課長、まちづくり推進課長、収納課長、商工観光課長、政策秘書課長とする。

5 委員長は、審査委員会の会務を総理する。

6 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

7 審査委員会は、持ち回りにより開催することができる。

8 審査委員会の庶務は、当該広告掲載に関する広告媒体ごとに、その所管する部署が処理するものとする。

(掲載料の納付)

第9条 第7条第1項の規定による広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する日までに掲載料を納付するものとする。

(広告掲載料の返還)

第10条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、申込者の責めによらない理由により広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

(広告掲載の取り止め)

第11条 広告主が、広告掲載を取り止めようとするときには、銚田市有料広告掲載取止申込書(様式第4号)により、速やかに市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により、広告掲載を取り止めるときには、既に納付した掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときには、広告掲載の決定を取消しすることができる。

(1) 市長が指定する日までに掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告主又は広告掲載の内容が不相当と後日判明したとき。

(3) その他市長が広告掲載を適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の取消しを決定したときには、既に納付した掲載料は、返還しないものとする。ただし、取消しの決定を受けた翌月以降の掲載料については返還するものとする。

3 前項のただし書きの規定により返還する掲載料には、利子は付さない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告掲載の内容に関し、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えたときには、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(委任)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長は定める。

附 則

1 この告示は、平成22年2月1日から施行する。

2 この告示に基づく第1回目の広告掲載の申込みの期間については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が定める期間とする。

附 則

1 この告示は、平成25年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の銚田市広報広告掲載取扱要綱（平成22年告示第6号）の規定に基づいてなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

年 月 日

銚田市有料広告掲載申込書

銚田市長

様

住所又は所在地

法人名又は団体名

代 表 者 名

㊟

電話番号

F A X

電子メールアドレス

銚田市有料広告掲載取扱要綱第6条の規定に基づき有料広告を掲載したいので、原稿（案）を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1 広報ほこた

掲載希望期間	()年()月号から()ヶ月
掲載希望枠数 (□にレ印)	<input type="checkbox"/> 1枠 縦45mm×横112mm <input type="checkbox"/> 2枠 縦45mm×横227mm

2 銚田市公式ホームページ

掲載希望期間	()年()月()日から()ヶ月
掲載希望枠数	バナー広告()枠 リンク先のホームページアドレス http://()

3 その他

--

3 共通

添付書類等	広告原稿, 記録媒体
承認事項等	銚田市有料広告掲載取扱要綱及び銚田市有料広告掲載基準を承認し, 当社(団体)及び代表者の銚田市分市税納付状況調査に同意します。

(注意)

1. 申込みの提出により、掲載が決定されるものではありません。掲載の可否（掲載月）については、別途連絡します。
2. 銚田市ホームページは、サーバー、回線のメンテナンス及び停電等の理由から閲覧できない場合がありますので、あらかじめ、ご了承ください。

銚田市有料広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

銚田市長 印

年 月 日付で申込みがあった広告掲載について、下記のとおり掲載することに決定したので通知します。

記

1 掲載媒体

- 広報ほこた（掲載枠 1枠 2枠）
 銚田市公式ホームページ バナー広告（ ）枠
 その他（ ）

2 掲載期間等

3 掲載料合計 円

4 掲載料納付期限 年 月 日

5 注意事項

- （1）掲載料は、同封の納入通知書により納付してください。
（2）広告内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。
（3）広告掲載の決定を受けた者は、銚田市有料広告掲載取扱要綱及び銚田市有料広告掲載基準の規定を遵守してください。

銚田市有料広告非掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

銚田市長 印

年 月 日付で申込みがあった広告掲載について、下記のとおり掲載しないことに決定したので通知します。

記

1 掲載媒体

- 広報ほこた
- 銚田市公式ホームページ バナー広告
- その他（ ）

2 掲載できない理由

銚田市有料広告掲載取止申出書

年 月 日

銚田市長

様

住所又は所在地

法人名又は団体名

代 表 者 名

㊟

電話番号

F A X

電子メールアドレス

年 月 日付けで決定されました広告掲載につきましては、下記の理由により取り止めた
いので申し出ます。

記

1 広告掲載の取り止め理由